

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

1. リスク管理債権等

■ 信用金庫法開示債権および金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)		保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)	
			担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2021年度	779	779	397	382	100.00	100.00
	2022年度	562	562	480	82	100.00	100.00
危険債権	2021年度	7,468	7,094	4,526	2,568	94.99	87.29
	2022年度	8,180	7,693	5,185	2,508	94.04	83.72
要管理債権	2021年度	83	70	69	0	83.87	2.77
	2022年度	163	106	105	0	65.15	0.82
三月以上延滞債権	2021年度	-	-	-	-	-	-
	2022年度	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	2021年度	83	70	69	0	83.87	2.77
	2022年度	163	106	105	0	65.15	0.82
小計 (A)	2021年度	8,331	7,944	4,993	2,951	95.35	88.40
	2022年度	8,906	8,361	5,771	2,590	93.89	82.64
正常債権 (B)	2021年度	139,934					
	2022年度	154,065					
総与信残高 (A) + (B)	2021年度	148,266					
	2022年度	162,971					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権 (B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額 (c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金 (d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

2.自己資本の充実の状況等

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本については、地域のお客さまによる普通出資金および信用金庫業界の中央機関である信金中央金庫による優先出資金のほか、利益準備金など当金庫が積み立てているもの等から成り立っています。

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しては、自己資本比率は10.66%と国内金融機関が健全性の基準とする4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っています。当金庫では、自己資本の充実度に関する評価については統合的リスク管理体制を整備し、各種リスクの計測を行うとともに自己資本との対比分析を行っています。また、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる事業計画に基づいた業務推進を通じ、安定した利益確保による資本の蓄積を第一義的な施策と考えています。なお、事業計画については、貸出金計画に基づいた利息収入など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定し、収益体質の強化と自己資本の充実に向けて努めています。

■ 自己資本の構成に関する事項

単位/百万円

項目	2021年度	2022年度
自己資本		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	21,685	20,957
うち、出資金及び資本剰余金の額	10,990	10,967
うち、利益剰余金の額	10,780	10,060
うち、外部流出予定額(△)	85	70
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	561	584
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	561	584
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 22,246	21,542
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	108	110
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージサービシング・ライセンスに係るもの以外の額	108	110
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	21	25
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 129	136
自己資本の額 ((イ)-(ロ))	(ハ) 22,116	21,406
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	188,956	191,241
資産(オン・バランス)項目	188,486	190,608
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,425	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オフ・バランス取引等項目	341	474
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	128	157
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスクアセットの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,440	9,447
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 198,397	200,689
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	11.14%	10.66%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年(平成18年)金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

■ 自己資本の充実度に関する事項

単位/百万円

	2021年度		2022年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	188,956	7,558	191,241	7,649
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	166,353	6,654	170,251	6,810
(i) ソブリン向け	2,626	105	2,167	86
(ii) 金融機関向け	33,256	1,330	40,282	1,611
(iii) 法人等向け	60,619	2,424	63,110	2,524
(iv) 中小企業等・個人向け	30,554	1,222	25,731	1,029
(v) 抵当権付住宅ローン	2,694	107	1,687	67
(vi) 不動産取得等事業向け	10,076	403	9,938	397
(vii) 三月以上延滞等	93	3	233	9
(viii) 信用保証協会等による保証付	1,152	46	1,077	43
(ix) 出資等	51	2	40	1
(x) その他	25,228	1,009	25,982	1,039
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	23,900	956	22,257	890
ルック・スルー方式	23,900	956	22,257	890
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	128	5	157	6
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	9,440	377	9,447	377
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	198,397	7,935	200,689	8,027

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等です。
 3. 「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行等、国際決済銀行等、信用保証協会等向けエクスポージャーのことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。
 <オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

 6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

■ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、貸出等を行っているお取引先や当金庫が投資した有価証券の発行者の倒産・財務状況の悪化等により、貸出資産や有価証券等の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、「統合的リスク管理方針」に基づき、信用リスクをコントロールすべきリスクと捉え、モンテカルロシミュレーション法によるVaRで計量化したうえで、自己資本の範囲内で設定したリスク限度枠内にコントロールすることにより、過度なリスクテイクを防止する体制としています。

信用リスク管理については、最終意思決定機関である理事会、審議・指示・決定（理事会決議事項を除く）機関である常勤会をはじめ、審査部など本部各部門や融資委員会・ALM委員会など専門的審議機関を設置し、「信用リスク管理方針」のほか各種規程・要領に基づき信用リスクの適正な把握・管理に努めています。

貸倒引当金の計上基準

将来予想される損失については、厳格な資産査定を行い、その結果に基づき適正な償却・引当を実施しています。貸倒引当金は、過去の貸倒実績率をもとに予想損失率を求めることにより、今後の予想損失額を算出し、一般貸倒引当金は毎期末に全額を洗替方式により引当を行い、個別貸倒引当金については前期からの自己査定結果の変動を個別に見直して洗替することにより引当を行っております。予想損失額は、債務者区分が正常先から要管理先については、債権総額に対し

貸出等にかかる信用リスク管理は、信用格付・自己査定等に基づく債務者区分に応じて、大口ご融資先や未保全が多額な先に対する与信・管理方針等を常勤会において決定し、定期的な報告を実施するほか、業種別の与信残高や信用コストの状況を把握し、与信が特定のお客さまや業種に集中するリスクを防止する体制としています。

有価証券など市場取引にかかる信用リスク管理は、与信先の信用格付に応じた与信限度枠を設定し、与信集中リスクを防止するとともに、与信先の信用状況の変化により時価が一定の比率以上に下落した場合の損失処理手続を規定化することにより、損失の拡大を防止する体制としています。

予想損失率を乗じることにより一般貸倒引当金として算定し、破綻懸念先から破綻先についてはご融資先ごとに予想損失額を算出し個別貸倒引当金として算定しています。それぞれの算定方法および結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、「格付使用基準」で定めている次の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ① (株)格付投資情報センター (R&I)
- ② (株)日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

■信用リスクに関するエクスポートおよび主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

単位：百万円

エクスポート 区分	2021年度					2022年度				
	信用リスクエクスポート期末残高				三月以上 延滞エクスポート ジャー	信用リスクエクスポート期末残高				三月以上 延滞エクスポート ジャー
	貸出金等、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	債券等	デリバティブ 取引			貸出金等、コミット メント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引	債券等	デリバティブ 取引		
地域区分										
業種区分										
国内	521,463	148,269	358,870	296	142	511,676	162,973	332,820	403	308
国外	17,398	-	17,267	131	-	18,958	-	18,836	122	-
地域別合計	538,862	148,269	376,138	427	142	530,635	162,973	351,656	525	308
製造業	34,482	15,847	18,635	-	17	34,281	16,367	17,914	-	196
農業・林業	3,457	3,457	-	-	3	2,925	2,925	-	-	7
漁業	2,521	2,521	-	-	-	3,686	3,686	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	18	18	-	-	-	16	16	-	-	-
建設業	16,360	14,459	1,901	-	37	17,427	15,425	2,001	-	40
電気・ガス・熱供給・水道業	6,826	1,287	5,539	-	-	5,867	1,158	4,708	-	-
情報通信業	3,938	332	3,605	-	-	2,788	285	2,503	-	-
運輸業、郵便業	10,796	4,283	6,513	-	0	9,675	4,771	4,903	-	0
卸売業、小売業	24,423	18,903	5,519	-	0	24,913	19,895	5,017	-	3
金融業、保険業	229,261	8,173	220,657	427	-	242,623	17,183	224,910	525	-
不動産業	18,731	13,431	5,279	-	16	17,766	13,274	4,472	-	14
物品賃貸業	160	160	-	-	-	229	229	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1,306	504	801	-	-	1,211	410	801	-	-
宿泊業	3,615	3,615	-	-	-	3,292	3,292	-	-	-
飲食業	2,590	2,590	-	-	0	2,648	2,648	-	-	0
生活関連サービス業、娯楽業	3,131	2,414	701	-	1	2,683	2,467	200	-	-
教育、学習支援業	366	366	-	-	0	344	344	-	-	0
医療、福祉	4,438	4,438	-	-	7	4,648	4,648	-	-	4
その他のサービス	4,741	4,441	300	-	-	5,017	4,717	300	-	-
国・地方公共団体等	121,170	14,487	106,683	-	-	100,382	16,460	83,922	-	-
個人	32,535	32,535	-	-	57	32,762	32,762	-	-	39
その他	13,987	-	-	-	-	15,439	-	-	-	-
業種別合計	538,862	148,269	376,138	427	142	530,635	162,973	351,656	525	308
1年以下	178,668	28,004	150,664	0		118,220	30,928	87,290	1	
1年超3年以下	122,176	12,387	109,780	8		146,967	11,047	135,917	2	
3年超5年以下	48,155	15,527	31,891	23		42,284	15,781	25,000	56	
5年超7年以下	29,699	14,864	14,765	69		28,849	16,957	11,891	-	
7年超10年以下	53,620	27,382	26,121	115		48,683	29,144	19,403	135	
10年超	92,489	49,364	42,914	210		130,907	58,425	72,152	329	
期間の定めのないもの	14,052	738	-	-		14,721	687	-	-	
残存期間別合計	538,862	148,269	376,138	427		530,635	162,973	351,656	525	

(注) 1. 「貸出金等」は、貸出金、未収利息、仮払金および買入金銭債権（証券化エクスポートを除く）です。

2. 「債券等」とは、債券および預け金です。

3. 「三月以上延滞エクスポートジャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポートジャーです。

4. 「その他」は裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポートジャーです。

具体的には、現金、有形固定資産、信用金庫連合会の対象普通出資等が含まれます。

5. CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポートジャーは含まれていません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等（業種別）

	一般貸倒引当金						単位/百万円
	期末残高		当期増減額		貸出金等償却		
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度			
合計	561	584	△ 31	23			
	個別貸倒引当金				貸出金等償却		
	期末残高		当期増減額				
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度	
製造業	568	553	63	△ 15	-	182	
農業・林業	402	83	321	△ 319	-	1	
漁業	-	-	-	-	-	-	
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	
建設業	25	22	△ 78	△ 2	-	11	
電気・ガス・熱供給・水道業	4	4	4	△ 0	-	-	
情報通信業	-	-	-	-	-	-	
運輸業、郵便業	18	13	5	△ 4	0	-	
卸売業・小売業	892	931	240	39	-	5	
金融業、保険業	0	0	0	△ 0	-	-	
不動産業	589	559	△ 2	△ 30	-	-	
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	
宿泊業	246	261	224	15	-	-	
飲食業	94	73	69	△ 20	-	-	
生活関連サービス業、娯楽業	57	56	1	△ 0	-	-	
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	
医療・福祉	20	13	△ 5	△ 7	-	-	
その他のサービス	2	1	△ 13	△ 0	-	-	
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	
個人	26	15	8	△ 11	23	9	
合計	2,951	2,590	840	△ 360	24	209	

- (注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しています。
 2. 個別貸倒引当金は、証券化エクスポージャーを除いています。
 3. 貸出金等償却は、貸出金と未収利息です。
 4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しています。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位/百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	格付有り		格付無し	
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
0%	47,095	33,942	128,241	98,321
10%	16,725	11,675	11,534	10,790
20%	23,468	23,729	147,896	209,875
35%	-	-	7,699	1,859
50%	38,100	37,041	20,031	213
75%	-	-	28,357	29,444
100%	17,256	17,053	41,473	44,591
150%	-	-	20,237	69
200%	-	-	-	-
250%	3,911	4,512	6,618	6,985
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	146,558	127,955	391,874	402,152

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVA リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

■信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額を算出するにあたり、信用リスクが低いと判断される資産から定められた方法による削減額を控除し、信用リスク・アセット額を軽減できる手法のことです。当金庫における信用リスク削減手法は、適格金融資産担保、貸出金と自金庫預金の相殺および保証を採用しています。

また、担保・保証人を付していただく際には、重要事項の説明義務を果たす一方で、融資判断に際しては、お取引先の業容や財務内容、特にキャッシュフローや資金繰り重視の態勢整備を図っており、担保・保証に過度に依存しない融資推進に努めています。

信用リスク削減手法の内容については次のとおりです。

(1) 適格金融資産担保

貸出等の担保として当金庫預金を差入れている場合に、貸出債権額を上限とし担保額を信用リスク削減額としています。担保の種類は定期預金または定期積金を対象とし、その証書・通帳を当金庫に差入れのうえ、定期預金の元金および定期積金契約上の債権に対し質権を設定する方法と、総合口座取引による当座貸越取引により定期預金に質権を設定する方法があります。与信の限度については、前者は定期預金の元金または定期積金の掛込残高を限度とし、後者は定期預金の元金の90%または200万円のいずれか少ない金額を限度としています。

(2) 貸出金と自金庫預金の相殺

信用金庫取引約定書または各種契約規定により、お取引先が期限の到来、期限の利益の喪失などにより当金庫の債務の弁済をしなければならない場合は、お取引先の預金またはその他の債権を、その期限のいかに関わらず相殺することとなります。

なお、信用リスク削減手法の適用にあたっては、相殺に使用する預金等を定期預金および定期積金とし、信用リスク削減額については、貸出金の残存期間を上回る預金等については全額(定期積金については掛込残高全額)、貸出金の残存期間を下回る預金等については、定められたルールに基づき調整率を乗じた額としています。

(3) 保証

国、地方公共団体および一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)については、原資産および債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単位/百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		保証	
	適格金融資産担保	保証	2021年度	2022年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,519	2,594	19,943	26,516
①ソブリン向け	-	-	-	-
②金融機関向け	-	-	-	-
③法人等向け	1,550	1,648	-	-
④中小企業等・個人向け	896	854	19,610	20,925
⑤抵当権付住宅ローン	-	-	-	5,182
⑥不動産取得等事業向け	48	73	-	-
⑦3か月以上延滞等	-	-	0	-
⑧出資等	-	-	-	-
⑨その他	24	17	332	409

(注) 1.当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2.当金庫は、クレジット・デリバティブについては該当がありませんので省略しています。

■派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。当金庫では、直接的な派生商品取引は行っていませんが、有価証券投資として購入した外国証券と投資信託の裏付け資産の一部に含まれています。

市場リスクについては市場 VaR により、信用リスクについては与信相当額と与信額として信用 VaR により、それぞれリスク量を計測し、統合的リスク管理の対象として管理しています。また、1先あたりの与信相当額に対して上限枠を設定し、特定の取引先への与信集中リスクを回避しています。

単位/百万円

	2021年度	2022年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	180	148
グロス再構築の額の合計額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っています。

Ⅲ 直近の2事業年度における財産の状況

単位：百万円

	担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案した後の与信相当額	
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
	①派生商品取引合計	427	525	427
(i) 外国為替関連取引	-	-	-	-
(ii) 金利関連取引	310	411	310	411
(iii) 金関連取引	-	-	-	-
(iv) 株式関連取引	-	-	-	-
(v) 貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-
(vi) その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii) クレジット・デリバティブ	117	114	117	114
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	427	525	427	525

単位：百万円

	2021年度	2022年度
担保の種類別の額	-	-

単位：百万円

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2021年度	2022年度	2021年度	2022年度
与信相当額算出の対象となる クレジット・デリバティブの 種類別想定元本額	-	-	1,800	1,800

単位：百万円

	2021年度	2022年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	-	-

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、

第三者に売却して流動化することを指します。当金庫は、該当がありませんので省略しています。

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、株式関連投資信託、上場優先出資証券、その他出資金等が該当します。

株式関連資産に対しては、投資上限枠を設定し株価リスクを限定したうえで運用を行っています。また、統合的リスク管理

においても、株価リスクについて金利リスクおよび為替リスク等他の市場リスクとともに市場 VaR により計量化し、理事会で設定されたリスク限度枠に基づき、管理を行っています。

なお、当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っています。

貸借対照表計上額および時価等

単位/百万円

区分	2021年度		2022年度	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	18,577	18,577	14,869	14,869
非上場株式等	7,161	7,161	10,295	10,295
合計	25,738	25,738	25,164	25,164

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいています。
2. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含みません。

貸借対照表で認識され、かつ、 損益計算書で認識されない評価損益の額

単位/百万円

	2021年度	2022年度
評価損益	2,928	1,151

出資等エクスポージャーの売却および 償却に伴う損益の額

単位/百万円

	2021年度	2022年度
売却益	1,869	1,127
売却損	7	13
償却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表および 損益計算書で認識されない評価損益の額

単位/百万円

	2021年度	2022年度
評価損益	-	-

■ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位/百万円

	2021年度	2022年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	41,275	45,022
マンデート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー	-	-

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、「オペレーショナル・リスク管理方針」を定め、その管理体制を整備し、オペレーショナル・リスクの極小化に努めています。具体的には、オペレーショナル・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③法務リスク、④人的リスク、⑤有形資産リスク、⑥風評リスクと定義し、リスクごとに管理部門を設置するほか、各リスクを総合的に管理

する部門を事務統括部と定め、オペレーショナル・リスクに関する情報を一元管理できる体制を構築しています。また、本部各部の担当者を委員とするオペレーショナル・リスク管理委員会では、各所属で発生する問題点等の要因分析、再発防止策等の協議を定期的に行うなど、オペレーショナル・リスク削減に向けて実効的かつ組織横断的に取り組んでいます。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しています。

■ 金利リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利が変動することによって、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および資産・負債から生ずる収益・費用が変動し損失を被るリスクをいいます。当金庫は、金利リスクが経営に与える影響の重大性を認識し、すべての金利感応資産・負債を管理対象としたうえで、適切にコントロールすることを基本方針としており、理事会において決定される資本配賦運営の中で、金利リスクを含めた市場リスク

限度枠（VaR）および銀行勘定の金利リスク限度枠（100BPV）を設定し、遵守状況を月次でモニタリングするとともにアラームポイントを設けて管理しています。

アラームポイントに抵触した場合には、ALM委員会および常勤会に要因分析や見通しを報告するとともに、必要に応じて有価証券の売却やヘッジ取引の活用といった対応策等について協議することとしています。

金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、資産・負債の将来キャッシュフローを推定し計測していることから、流動性預金の満期の割当て方法や固定金利貸出の期限前返済および定期預金の早期解約の推定によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提は、以下のとおりです。

- 流動性預金の満期の割当て方法等

流動性預金（当座、普通、貯蓄等）について、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最少額をコア預金（平均満期2.5年、最長5年）としています。また、コア預金を除いた流動性預金については、平均満期1.5か月（0.125年）、最長3か月（0.25年）としていることから、流動性預金全体の満期については、平均満期1.3125年、最長5年の取引として金利リスクを計測しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については考慮していません。
- その他の前提

通貨別に算出した金利リスクの正值のみを単純合算しており、通貨別の相関等は考慮していません。また、リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドの変動は考慮していません。

なお、 ΔEVE は全ての通貨を対象としておりますが、 ΔNII は定量的および定性的な重要性評価の観点から、資産の5%未満かつ12か月以内に満期（または金利更改）を迎える割合が低い通貨については計測対象外としております。

内部モデルの使用等はなく、 ΔEVE ・ ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提事項はないものと認識しています。

● その他の事項

銀行勘定の金利リスクは、 ΔEVE ・ ΔNII に加え、100BPVおよび金利リスクを含めた市場リスクをVaRにより計測しています。

100BPVは、金利が一律に1%上昇した場合の現在価値の変動の大きさと方向を表しており、月次で計測しています。なお、行動オプションについては、 ΔEVE ・ ΔNII と同様に考慮していません。

VaRについては、観測期間5年、保有期間120日、信頼区間99%の分散・共分散法により月次で計測しています。また、有価証券に係る非線形リスクを考慮するとともに、四半期毎にバックテストを実施し、必要に応じて乗数補正を行うなど、マーケットリスクを適切に計測しています。なお、信頼水準を99.9%に引き上げた場合や相関を考慮しない場合など、ストレステストを四半期毎に実施し耐性を検証しています。

2023年3月末における ΔEVE の最大値は15,509百万円（前期末比+2,520百万円）となり、当期の重要性テスト結果は72.454%と基準値の20%を超過していますが、規制資本を除いた自己資本の余裕状況および有価証券の含み損益の状況等を踏まえ、他の計測手法と併せて引き続き適正なリスク・コントロールに努めてまいります。

IRRBB1:金利リスク

単位/百万円

項番	イ		ロ		ハ		ニ	
	ΔEVE		ΔNII					
	当期末	前期末	当期末	前期末				
1 上方パラレルシフト	15,509	12,989	894	519				
2 下方パラレルシフト	0	0	0	0				
3 ステイプ化	12,078	10,156						
4 フラット化								
5 短期金利上昇								
6 短期金利低下								
7 最大値	15,509	12,989	894	519				
	ホ		ヘ					
	当期末		前期末					
8 自己資本の額	21,406		22,116					